

36協定集中講座

残業時間の上限規制は、1947年制定の労働基準法において初めての大改革です。時間外労働の上限は、月45時間、かつ、年360時間が原則になります。特例による場合であっても、できる限りこの水準に近づける努力が求められています。このため、新たに労働時間の延長や休日労働を適正なものとするための指針が定められ、厚生労働大臣が必要な助言・指導を行うこととされています。働き方改革関連法の最重要事項である残業時間の上限規制に伴い36協定の見直しが必要となっていますので、締結前のこの時期に是非ご参加いただきたくご案内いたします。

日時	2019年1月24日(木) 13:00～16:00	開場・受付開始	12:30
場所	渋谷区立商工会館 2階大研修室(裏面地図参照)		
内容	<p>■ ■ 主な解説予定テーマ ■ ■</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 改正される時間外労働上限規制の内容は？ ◆ 新たな指針についてのポイントは？ ◆ 時間外労働上限規制の実務対応上の留意点は？ ◆ ガイドラインに基づく労働時間の適正な把握とは？ ◆ 手持ち時間は労働時間になるか？ ◆ 法定休日は特定しておくべきか？ ◆ 36協定の効果は？ ◆ 新様式の36協定届の作り方のポイントとは？ ◆ 健康確保措置はどれを選ぶ？ ◆ 新たな特別条項の留意点とは？ ◆ 過半数代表者の選任方法は？ ◆ 働き方改革についての企業の取組について 		
講師	小磯優子氏 (OURS 小磯社会保険労務士法人代表・特定社会保険労務士)		
受講料	<p>資料代・消費税込み 会員 4,000円 会員以外 6,000円 下記口座に1月17日(木)までに銀行振込にてお願いいたします。 振込先 三菱UFJ銀行田町支店 普通 0397963 名義人 一般社団法人三田労働基準協会 お申込み後の取り消しは1月17日(木)までにお願いいたします。それ以降の取消しについては受講料を賜りますのでご了承ください。(振込手数料はご負担ください)</p>		
申込方法 申込先	<p>【定員 100名】 裏面申込票にご記入のうえ、FAXでお申し込みください。お申込みFAXをいただきましたら、受講番号を付して、FAXにて返送いたします。 三田労働基準協会 FAX:03-3451-7692</p>		
その他	この講習は渋谷、三田、大田、品川、新宿、池袋、向島労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は渋谷労働基準協会です。上記協会の会員は会員価格です。		